



ステップアップ 畜産！

西部農業事務所 家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）



～記事～

- ★令和7年度浅間家畜育成牧場の入退牧について
- ★令和6年度県内のアカバネ病サーベイランス検査結果
- ★令和6年度ローリー乳の牛ウイルス性下痢（BVD）検査結果
- ★国内におけるランピースキン病（LSD）の発生状況
- ★第16回全日本ホルスタイン共進会出品候補牛申込について
- ★定期報告書の提出をお願いします！
- ★堆肥の販売には届出が必要です

～別添資料～

- ★浅間家畜育成牧場入退牧関係資料（①、②、③）酪農家の方のみ添付
- ★春先に向けたサシバエ対策で牛を病気・ストレスから守りましょう！
- ★家畜ふん堆肥の調査に御協力ください！（西部農業農畜産課）



★令和7年度浅間家畜育成牧場の入退牧について

浅間家畜育成牧場では昨年度に引き続き通年(毎月)入退牧を実施します。

【主な内容】

- ② 乳用種で入牧推奨月齢は概ね7カ月齢。
- ② 入牧時期は毎月1回入牧（原則、第三水曜日）
年間480頭受入れ予定。
- ③ 退牧時期は分娩前約3カ月を目安とし、入牧日に合わせて退牧を実施。
- ③ 預託料金は1頭1日当たり650円（年間一律）
冬季（12～3月）の入牧も実施します。



※冬季入退牧牛の通常の輸送が困難な場合は、渋川家畜市場を中継点とする輸送方法を実施します。

【衛生検査】

検査項目：ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢；いずれも陰性
ワクチン接種：牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢（Ⅰ型及びⅡ型）を含む混合不活化ワクチン

※入牧前3～5週に1回目、入牧時に牧場で2回目を接種



牛伝染性リンパ腫について

入牧前に抗体検査陰性であっても、入牧後もしくは退牧時の検査で陽性となる事例が散発しています。牛伝染性リンパ腫ウイルスが浸潤している農場においては、**入牧前検査から入牧までの間に隔離飼育や吸血昆虫対策を実施**し、感染リスクを減らすようお願いします。リスクのある農場については、**入牧直前の再検査**もご検討頂き、酪農家の皆様が安心して浅間家畜育成牧場へ預託できるようご協力をお願いいたします。

【その他】

- ① 浅間牧場では連動スタンションを使用して飼料給与や繁殖・治療を行うため、入牧前にスタンションの馴致を実施すること
- ② 怪我や事故の予防に、削蹄・除角を実施すること
- ③ 個体識別情報の異動報告を行うこと

なお、入牧の希望については入牧日の2カ月前までに家畜保健衛生課へ直接連絡をお願いします。

（令和7年度から市町村を介さずに直接2カ月毎に入牧希望調査を行います）

★令和6年度県内のアカバネ病サーベイランス検査結果

わが国ではアルボウイルス感染症の流行状況を把握するため、全国的にサーベイランスを実施しています。本県ではアカバネ病の抗体検査を6～11月の間で経時的に実施しており、その結果、今季はアカバネウイルス感染による有意な抗体の上昇はみられず、県内でのアカバネ病の流行はなかったと推測されました。

★令和6年度ローリー乳の牛ウイルス性下痢（BVD）検査結果

搾乳牛におけるBVDウイルス持続感染牛（PI牛）の摘発を目的とし、年2回ローリー乳のBVD検査を実施したところ、西部管内のすべての酪農家において陰性でした。

農場にPI牛が存在した場合、農場での不受胎や流産、子牛の事故率の増加、さらに新たなPI牛の発生につながります。飼養牛へのワクチン接種、導入牛及び導入牛（預託牛）産子のBVD検査を実施し、農場への浸潤を防ぎましょう。

なお、検査は1頭につき検査手数料1,290円にて家畜保健衛生所で行っています。

★国内におけるランピースキン病（LSD）の発生状況

昨年 11 月に福岡県の乳用牛飼養農場において国内初発生が確認され、これまでに福岡県の 19 農場、熊本県の 3 農場において本病の発生が確認されています。国内では累計 230 頭の発症を確認しましたが、当該地域におけるワクチン接種、移動自粛などの措置により、**現時点で新規の発生農場はありません。**



本病は、サシバエ、カ、ダニなどの吸血昆虫によるウイルスの機械的伝播が主な感染経路であり、今回の発生について、次のように農林水産省の公表がありました。

◆LSD ウイルスの日本への侵入経路は？

韓国を始めアジア諸国で発生が確認されていること、ヌカカ等の吸血昆虫が媒介することから、大陸から風や乗り物など何らかの方法により、ウイルスが付着した吸血昆虫が日本に運ばれた可能性がある。

◆国内の農場間でのウイルス伝播経路は？

- ・福岡県の発生農場付近で 11 月時点でもサシバエの活動が確認されていることから、吸血昆虫による農場間伝播の可能性もある。
- ・熊本県での 1 例目の事例は、福岡県の発生農場から移動していた牛が飼養されていた農場で確認されたものであり、感染牛が移動したことが原因。
- ・近年の流行株では、感染牛との直接的又は間接的な接触による伝播も指摘され、人による伝播の可能性も否定できない。
- ・諸外国では、ウイルスで汚染した精液による伝播も報告。

したがって、現状では、吸血昆虫が活発になる**春先の吸血昆虫対策が重要**となりますので、添付のリーフレットを参考に、対策をお願いします。

ランピースキン病に関する Q & A（農水省 HP）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/attach/pdf/lsd-98.pdf>



★第 16 回全日本ホルスタイン共進会出品候補牛申込について

令和 7 年 10 月 25 日～26 日に北海道で開催される標記共進会の第 1 回群馬県出品申込期限が 3 月末となっています。出品候補牛を申し込まれる方は **3 月 19 日までに家畜保健衛生課へ**出品申込書に血統登録証の写しを添えて提出してください。

★定期報告書の提出をお願いします！

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事あてに報告することが義務付けられています。

提出期限は令和7年2月28日でしたが、未提出の方は提出をお願いします。
また、報告内容の確認等を随時行っていますので、ご協力をお願いします。

令和6年度から定期報告等の手続きが電子化されています

行政手続きの電子化に伴い、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した手続きが令和6年度から可能となっています。電子申請の手続きをする場合は、事前にeMAFF IDの取得をお願いします。

手続きの電子化にあたりスマホ向けアプリ「飼養衛生ポータル」も利用できます。これまで同様、紙面での報告も可能ですが、オンライン申請を是非ご活用ください。

【電子化される手続き】

- ・令和7年2月提出の定期報告（全家畜の所有者）
- ・令和7年5月からの豚等の一斉点検（豚等の所有者）
- ・令和6年10月から家きんの一斉点検は稼働中（家きんの所有者）



★堆肥の販売には届出が必要です

これから暖かくなり、耕作の準備が始まると、堆肥の需要が増加します。生産した堆肥を他者に販売する場合は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、「特殊肥料生産業者届出書」（第22条）及び「肥料販売業務開始届出書」（第23条）を県知事に届け出る必要があります。詳しくは群馬県農政課ホームページの「特殊肥料の生産について」及び「肥料の販売について」をご覧ください。

また、自給飼料を栽培している農家の方は、飼料畑に堆肥を散布せず置いておくことは、家畜排せつ物法違反となってしまいますので注意が必要です。堆肥を散布する際は、強風の日を避け、風向きにも注意していただくとともに、散布後は、すみやかに耕耘をお願いします。



★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小島町233
TEL 027-362-2261 (緊急時 24時間対応) FAX 027-362-2260